

農林水産省新ガイドラインによる表示【令和7年産米】	
特 別 栽 培 米	
節 減 対 象 農 薬：当地比 5割減	
化 学 肥 料（窒素成分）：当地比 5割減	
栽培責任者	坂東市認定農業者連絡協議会 水稻部会 副部会長 青木 達也
所 在 地	茨城県坂東市岩井2229番地
連 絡 先	TEL 0297-35-8336
確認責任者	坂東市認定農業者連絡協議会 水稻部会 部会長 椎名 正司
所 在 地	茨城県坂東市大崎332
連 絡 先	TEL 0297-38-2823
精米確認者	株式会社 田島屋 つくばセンター長
所 在 地	茨城県つくば市上広岡591-1
連 絡 先	TEL 029-863-5656

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
イマゾスルフロン	除草	1回
オキサジクロメホン	除草	1回
ピラクロニル	除草	1回
プロモブチド	除草	1回
テトラクロロインソフタロニトリル	殺菌	1回
チアメトキサム	殺虫	1回
アゾキシストロビン	殺菌	1回
クロチアニジン	殺菌	1回